

安全の手引き

平成30年10月

在 Bangladesh 日本国大使館

目 次

はじめに	3
I. 安全対策の基本的ポイント	4
1. 脅威の種類	4
(1) 緊急事態	4
(2) テロ誘拐対策	4
(3) 一般犯罪	4
(4) その他の脅威	4
2. 先行的な安全対策	4
(1) 未然に防ぐ心構え	4
(2) 常日頃から不測の事態への準備（予防対策）	4
(3) 事件発生後の適切な対応	5
II. 当地における安全対策	6
1. 緊急事態対策	6
(1) 平素から準備しておくこと	7
(2) 緊急事態が発生した場合の対応	7
2. テロ・誘拐対策	9
(1) テロ	9
(2) 誘拐	10
(3) 脅迫	10
(4) 爆発物（不審物）	11
3. 一般犯罪対策	11
(1) 住居における安全対策	11
(ア) 侵入窃盗（強盗）対処	11
【独立家屋の場合】	12
【アパート（フラット）の場合】	12
【独立家屋・アパート（フラット）共通】	13
(イ) 使用人による窃盗対策	13
(ウ) 休暇期間中の盗難予防	14
(2) 外出時における安全対策	14
(ア) これまでの犯罪事例	15
(イ) 教訓事項	16
4. その他の安全対策	16
(1) 暴動	16

(2) ハルタル	17
(3) 交通事故	17
(4) サイクロン・洪水	18
(5) 地震	18
(6) チッタゴン丘陵地帯	18
III. 当国における安全情報	18
1. 一般情報	18
(1) 特に注意を要する地域	18
(2) 写真撮影を制限している地域	18
(3) 犯罪に巻き込まれやすいとされる地域 (ダッカ市内)	18
2. 警備会社情報	19
3. 当国の安全対策関連法令	19
(1) 麻薬取締法 (Narcotics Control Act)	20
(2) 交通関係法令	20
(3) 通関関連法令	20
(4) アルコール規制	20
4. 当国の日常「すべからず集」(被害を避けるために)	21
5. 緊急連絡先電話番号	22
(1) ダッカ (市外局番02)	22
(ア) 警察	22
(イ) 医療機関ガイド	23
(ウ) 在バングラデシュ日本国大使館	26
(2) チッタゴン (市外局番031)	27
(ア) 警察	27
(イ) 病院	27
(ウ) チッタゴン名誉総領事 (Mr. Muhammad Nurul Islam)	27
IV. 大使館からの安全情報	28
1. 邦人安全情報の配信	28
2. 大使館ホームページ	28
3. ショート・メッセージ・サービス (SMS) の運用	28
別添1 緊急事態に備えてのチェック・リスト『在留邦人配布用』	29

はじめに

当国に滞在する在留邦人の皆様の安全確保は、一義的にはバングラデシュ政府がその責を負っており、事件捜査や事故処理等はすべて当国の主権の下に行われることとなります。一方で、当国の治安当局に日本の警察と同じレベルの能力と対応を求めることは難しいのが現状です。

当国在留邦人及び邦人旅行者等が、事件や事故に巻き込まれた場合、日本大使館は邦人保護の観点から可能な範囲で必要な措置を執ることとなりますが、同時に皆様一人ひとりが常日頃から安全対策に対する意識を高く保持し、自分自身が事件や事故の当事者とならないよう、日々刻々と変わる国際情勢や国内政治・治安情勢等を的確に把握し、緊急事態が発生した場合には、どのように行動すべきか確認しておく等、『自分の身は自分で守る』との心構えで、常に警戒心を持って行動することが大切です。

これまで比較的治安の良いと言われて来た当国も、2015年に入り、都市部で外国人殺害事件が発生したほか、郊外で邦人が殺害される銃撃事件が発生するなど、治安の悪化が顕著となっています。さらには、2016年7月1日、ダッカ市内のレストランに武装集団が襲撃、日本人7名を含む20名の客（うち、18名が外国人）が殺害される凄惨なテロ事件が発生しました。その後、治安当局の集中的な取り締まりも有り、右事件後2年以上にわたり、邦人や外国人が被害に遭うテロ等事件は発生していませんが、日本人・日本権益が標的となり得ることを明確に認識するとともに、最新の治安・テロ情勢に関心を持ち、日頃から危機管理意識を持ち続ける必要があります。

当国の在留邦人数は、2017年10月現在841名（在留届提出分）であり、ダッカ及びチッタゴン等都市部のみならず、地方都市に至るまで広範囲に滞在しています。皆様方におかれては、日頃から個人として、または所属先の企業・団体、或いはダッカ、チッタゴンにおいて組織されている日本人会等の会員として、種々安全対策に取り組んでおられるものと承知しております。

本手引きは、在留邦人の皆様一人一人がより安全に日常生活を送っていただく上で、犯罪事件等に巻き込まれないための一つの指針として、また、緊急事態に際する最低限留意いただきたいポイントを記していますので、皆様の安全対策の一助となれば幸いです。

I. 安全対策の基本的ポイント

1. 脅威の種類

安全対策の基本的なポイントは、脅威に応じた安全対策を心掛けることです。その為には、『脅威』を種類別に区別して分析し、それぞれに応じた安全対策を考えていくと、対策方法が明確になります。

ここでは脅威の種類を「(1) 緊急事態」、「(2) テロ及び誘拐」、「(3) 一般犯罪」「(4) その他の脅威」の4種類に区分して考えてみます。

(1) 緊急事態

戦争、内乱、クーデターなど。これらの脅威は政治や治安情勢が不穏な気配を見せ始めるなどの事前兆候がある一方で、一端発生すれば個々の自助努力で安全を確保することが困難という性格を有しています。

これに加え、地震、洪水、サイクロンなどによる大規模な自然災害があります。これらの災害も、個々の自助努力のみでは対応が困難な事態であるばかりでなく、情勢不安につながる危険性もはらんでいます。

(2) テロ及び誘拐

この脅威は、大部分が予測困難で突発的に発生するものであり、個々の努力で予防することはなかなか困難です。しかし、日頃から危機管理意識を高めることで、ある程度被害を避けることも可能であり、安全確保を第一に慎重な行動が求められるものと言えます。できるだけ目立たないように行動し、テロの標的となりやすい場所には近づかないことが重要です。

(3) 一般犯罪

この脅威は、最も頻繁かつ身近で発生するものですが、個人が注意することにより、ある程度未然に防止することができるものです。また、犯罪の発生に際しても、個々の責任で対応する他はないという性格を持っています。

(4) その他の脅威

上記に含まれない脅威で、暴動、ハルタル（商店や交通機関の休業・休止を伴うゼネラル・ストライキ）、交通事故等を指します。この脅威も、個人が注意することによってある程度未然に防止することができるものです。

これらの脅威に対して、日頃から安全対策を講じておくことが重要です。

2. 先行的な安全対策

安全対策を行うに際しては「(1) 未然に防ぐ心構え」、「(2) 常日頃から不測の事態に対する準備（予防対策）」、「(3) 事件発生後の適切な対応」の3段階に整理して、各段階でなすべきことを明らかにしておくことが大切です。

特に重要なポイントは、具体的な安全対策を日頃から意識して行動することです。

(1) 未然に防ぐ心構え

(ア) 常に慎重に落ち着いて、細心の注意を払い行動すること

(イ) 身の回りで平時とは違う兆候を察知すること

- (ウ) 治安情報をできるだけ幅広く収集すること
 - (エ) 目立つことのないように努め、外国人が多く集まるレストラン、欧米関連施設、公共交通機関、宗教施設、ショッピングモール等テロの標的となり得る場所をできるだけ避けること。
- (2) 常日頃から不測の事態への準備（予防対策）
- (ア) 防犯設備（自宅、会社、事務所等）の整備
 - (イ) 備蓄品（食料、水等）の準備及び貴重品（含：旅券、外貨現金等）の管理
 - (ウ) 情報収集手段の確保（テレビ、インターネット、ラジオ：FM、短波放送（ラジオ・ジャパンなど）受信可能なもの）
 - ① 自動車の整備点検（含：燃料の確保）
 - ② 緊急連絡先（所属先・大使館・親しい友人／知人）・連絡手段の確保・確認
 - ※ ダッカ、チッタゴン日本人会会員の方は、各々日本人会で緊急連絡網を整備していますので、常に最新版を入手し、自分の連絡先が正しいか否かを常に確認して下さい。
 - なお、加入されていない方は、大使館、親しい友人／知人の連絡先を確認しておくようにして下さい。
 - ※ 緊急連絡網は電話設置場所に備えるか、すぐ取り出せる場所に保管して下さい。緊急連絡網はできる限り一種類にして、不足の箇所は各人で追記する、重要と思われる部分はアンダーラインするなど、使用しやすいよう工夫されることをお勧めします。また、日本人会名簿を複製して職場用にひとつ、予備用にひとつ備え置くと便利です。
 - ③ 国外脱出方法の確認（空路、陸路。空路の場合には、出国先、出国先入国査証の有無の確認、必要な旅券残存期間（最低6ヶ月）等）
 - ④ 各種保険への加入
 - ※ 当地の保険制度は確立しているとは言えませんが、自動車保険、火災保険等一応の保険への加入は可能ですので、家主等とも相談の上、適当な保険に加入することをお勧めします。
- (3) 事件発生後の適切な対応
- ・できる限り早めに被害届を最寄りの警察署または緊急ダイヤル「999」に届けて下さい。また、些細な事件であっても、大使館（領事班、警備班）へご一報下さい。邦人の方が巻き込まれた事件・事故に対しては、状況により大使館から当国政府に対し、邦人の生命・財産の安全確保の観点から再発防止の申し入れなどを行います。さらに、事件発生の状況を具体的な事象として、在留邦人の皆様に周知し、日頃の防犯対策に役立てていただいています。
- なお、保険請求のための資料として、警察等に被害届を提出して被害証明書を手に入れることも大切です。
- ※ 被害届は、被害発生地を管轄する警察署に提出することが原則です。ご自宅、事務所等を管轄する警察署をあらかじめ確認しておいて下さい（警察署名・電話番号は、Ⅲ. 5. に記載のとおりです。）。)

- ・万一、人質事件の被害に遭遇したら、以下の対応を心掛けてください。
- ① 抵抗は極めて危険な行為であるので、ひたすら受忍する。
- ② 過度な解放要求や犯人を刺激する行動はしない。
- ③ 強い意志と辛抱強く待つ覚悟を持つ。
- ④ 救出作戦時は床に伏せる。
- ⑤ 解放されたら、犯人と誤認されるような行動をとらず、治安機関の指示に完全に従う。

II. 当地における安全対策

2009年1月のハシナ・アワミ連盟総裁を首相とする政権の誕生以来、バングラデシュ国内の治安情勢は比較的落ちついていましたが、2014年1月5日に実施された総選挙を巡り、バングラデシュ民族主義者党など野党を中心とした政党・団体等によるハルタル（ゼネラル・ストライキ）や抗議集会が、ダッカをはじめとする各地にて頻繁に実施され、治安が不安定な状況になりました。2018年は総選挙が実施される予定です。過去の選挙の際と同様に治安が一時的に不安定になる可能性もありますので、細心の注意が必要です。

また、2015年9月、首都ダッカ市内グルシャン2地区にてイタリア人男性が銃撃され、殺害される事件が発生したほか、10月にはロングプールにて邦人男性が銃撃され、殺害される事件が発生しました。さらに、邦人殺害事件以降、外国人襲撃、警察官襲撃、宗教関連施設における爆発事件の発生など、連続してテロ事件が発生しました。そのような中、2016年7月1日、ダッカ市内グルシャン2地区に所在するレストランにて、数名の武装集団が日本人7名を含む20名（うち18名が外国人）以上を殺害、多数が負傷する凄惨な襲撃テロ事件が発生しました。いずれの事件とも、バングラデシュ政府から非合法組織として指定されているジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ（JMB）の犯行とみられており、同組織が発出したとされる動画の中には、指導者が背教者の排除を訴え、外国人に対する更なる攻撃対象を示唆しています。これらの事件の後、照るに対する集中的な取り締まりが行われ、2016年7月の事件後2年以上にわたり、邦人や外国人が被害に遭うテロ事件は発生していませんが、潜在的テロの脅威の可能性は排除できないので、中を払う必要があります。

こうした情勢を踏まえ、先に分類した4種類の脅威への対策について以下の通り御説明いたします。なお、「治安の悪い地域に近づかない」、「現地雇用者や使用人と良好な関係を築き、現地人等から個人的な恨みを買わない」、「平素から慎み深く細心な行動に心掛ける」、「できる限り目立たないようにする」等、一般的事項に注意することは言うまでもありません。

1. 緊急事態対策

現在、当国において戦争、内乱、クーデター等の発生は予測されませんが、政治面・治安面で不安定要因が存在しています。したがって、万一の緊急事態を想定して日頃から物心両面の準備を行うことが大切です。デモなどが暴動に発展する危険性も十分想定

しておく必要があります。いずれにしても、緊急事態の発生までは何らかの事前兆候がありますので、政治・治安情勢に関する情報を入手することが重要です。

大使館においては、普段から治安情報等に関する情報収集・分析を行っていますので、緊急事態の発生を認知した場合、或いは発生が予測される場合には、可能な限り速やかに、皆様に対し、「大使館からのお知らせ(邦人安全情報)」として注意喚起いたします。

また、緊急時には、大使館としても全力で皆様の安否確認に努めますので、在留届の提出、連絡先の確認、転出の際の通報等ご協力をお願い致します。安否照会のベースになるのは「在留届」ですので、当国に3ヶ月以上滞在される方は、必ず届け出てください。なお、提出後に住所、電話・FAX番号、eメール・アドレス等の変更、同居家族の追加、帰国等が発生した場合についても、遅滞なく大使館領事班まで連絡してください。

なお、在留届については、外務省のホームページより届け出や変更等手続き頂けますので、右をご利用ください。

【インターネットによる在留届電子届け出システム】

オンライン在留届(ORRネット)：

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、出張や観光など一時的に滞在される方、会社関係者が社員の安全情報入手を希望される方などは、「たびレジ」にご登録下さい。安全情報の配信が受けられます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(1) 平素から準備しておくこと

(ア) 情報収集

新聞、テレビ、インターネット、大使館からの邦人安全情報等を通じ、平素から治安情報を幅広く収集しておくことが大切です。

(イ) 所在の明確化・連絡先の確認

外出、旅行の際は、家族、同僚等の信頼のおける身近な関係者に所在・連絡先を伝えておく。また、緊急時の連絡先として親しい友人、大使館等の緊急連絡先をあらかじめ把握しておくことも重要です。

(ウ) チェック・リストの作成

別添の「緊急事態に備えてのチェック・リスト」を参照して下さい。

(2) 緊急事態が発生した場合の対応

(ア) 連絡方法

大使館では緊急対策本部を設置し、皆様への安否確認、情報提供等を行うとともに、自宅待機、国外退避のタイミングなど、概ね以下の方法で連絡いたします。

① 通常電話回線による連絡が可能な場合

在留届を大使館に届け出ている在留邦人の皆様、及び、たびレジ及びメール・マガジンを登録頂いている邦人の皆様に対して、大使館より緊急一斉通報を行

います。また、在留届を大使館に届け出ている在留邦人の皆様、及び、たびレジを登録頂いている邦人の皆様に対しては、SMS（ショート・メッセージ・サービス）による緊急事態等の発生を伝える緊急通報を行っていますので、届け出の際には、携帯電話番号をご登録ください。

さらに、ダッカ日本人会、及び、チッタゴン日本人会に加入されている皆様に対しても、同会の緊急連絡網を通じて連絡を行います。

なお、在留届を提出される際、メール・アドレスを登録されなかった方や日本人会にも加入されていない方に対しては、大使館から在留届に記載されている緊急連絡先に直接連絡いたします。住所、携帯番号等が変更になった場合には、速やかに大使館領事班までご連絡ください。

② 通常電話回線による連絡が困難な場合

○大使館、日本人会事務局、日本人学校、主要ホテル等に連絡事項を張り出します。

○NHKの海外放送（NHKワールド・ラジオ日本）での情報収集を行ってください。

○NHKワールド・ラジオ日本

放送周波数表（日本語短波放送）は、以下のリンクより確認できます。

時間帯により周波数が変わります。

また、年2回春と秋に周波数を変更しています。

http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/resources/brochure/pdf/rj_frequency.pdf

○NHKワールドプレミアム

海外安全情報にて現地情勢等が報じられますので、留意事項等ご確認ください。

(イ) 自宅待機

緊急事態が発生した際は、外出自体が困難かつ危険であり、ある一定期間の自宅待機を余儀なくされる場合が予想されますので、飲料水、食糧等のもとより、生活用品の備蓄についても平素から準備しておく必要があります。特に、食糧については、賞味期限に注意しながら適宜買い換えるなどの措置が必要となってきます。

また、大使館を含む外部との連絡体制の確保についても、日頃から十分検討し、速やかに変更手続きを行ってください。複数の邦人の方と常時連絡を取り合うなどの工夫も必要です。また、現地スタッフ等をメッセンジャーとして使う伝令通信も検討しておくとい良いでしょう。

(ウ) 国外脱出・国外退去

国外退避のタイミングにつきましては、状況の推移を見ながら大使館から皆様にご連絡いたしますが、危険を察知した段階で、皆様の判断で退避の方策を予め検討しておくようお願いいたします。特に同伴家族、高齢者、病人等に関しては、早めの措置が重要です。

なお、当国から国外に退避する方法としては、タイ、マレーシア、シンガポール、香港への空路での出国が現実的と考えられますが、陸路でインド（コルカタ、アガ

ルトラ)、空路でインド、ネパールへの出国も想定されます。出国先によっては、査証の取得の要否等予め確認しておくことも必要です。また、空路については、情勢が緊迫してくると商用便の運行自体が困難になりますので、運行状況を航空会社へ確認しながら、出来るだけ商用便が運行しているうちに退避することが重要となってきます。

ただし、治安情勢が急激に悪化し、緊迫した情勢になりますと、空港へ向かうことすら危険な状況となる場合も予想されます。そのような状況下で、脱出のタイミングを失った場合には、大使館から指示する場所に集結して頂き、安全を確保することになります。

2. テロ・誘拐対策

テロ、誘拐の防止対策の一環としては、行動パターンを画一化しない、他人から恨みを買わない、また、常に身の回りの変化に気を配る、子供は絶対に自宅の敷地外で遊ばせない等、日常生活の中でも注意を払う必要があります。

また、テロ、誘拐等に関する各種参考情報については、以下の海外安全ホームページでもご紹介しています。

(外務省海外安全ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(1) テロ

2001年9月の米中樞同時多発テロ以降、世界のいたるところでテロ発生の危険性が指摘されています。

当地においてもイスラム原理主義過激派などのテロ組織が存在しており、国際テロ組織とのつながりが指摘されているものもあります。また、2015年後半から、当地では邦人及び外国人が殺害される事件が発生したほか、警察官襲撃事件、シーア派宗教関連施設等における爆発事件の発生など連続してテロ事件が発生しました。そのような中、2016年7月1日、ダッカ市内グルシヤン2地区に所在するレストランにて、数名の武装集団が日本人7名を含む20名以上を殺害、多数が負傷する凄惨な襲撃テロ事件が発生しました。これら事件については、バングラデシュ政府から非合法組織として指定されているジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ(JMB)の犯行とみられており、同組織が発出したとされる動画の中では、指導者が背教者の排除を訴え、外国人に対する更なる攻撃を示唆しています。これらの事件後テロに対する集中的な取り締まりが行われ、2016年7月の事件後2年以上にわたり邦人や外国人が被害に遭うテロ事件は発生していませんが、潜在的テロの脅威の可能性は排除できないので、注意を払う必要があります。テロは様々な形態で、予期せぬ形で発生することが多く、特にソフト・ターゲット(警備や警戒が不十分な人や場所)が狙われやすい傾向にあります。したがって、家族を含めて身边はもとより、自宅、事務所等についても常に警戒を怠らないことが重要です。

以下に、注意すべき点を挙げましたので参考にしてください。

- (ア) 標的となりやすい場所（外国人が多く利用するレストラン、アルコールの持ち込みを認めているレストラン、空港、国際的なホテル、宗教関連施設、警察、政府機関、欧米関連施設）や集会、多くの外国人が集まりうる場所の利用はできるだけ控える。
- (イ) 集会やデモが行われている場所には決して近づかない。
- (ウ) 夜間、早朝の外出、移動は控える。仮に夜間、早朝に外出する場合の移動手段はできるだけ車両によるものとする。
- (エ) 車両駐車時を含め、車両の不審者や不審車両（バイク等を含む）が近づかないよう留意する。車両乗降時には、特に慎重に周囲と車両の状況を確認する。
- (オ) 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を常に変え、狙われにくくする。
- (カ) 夜間の長距離移動はできるだけ避け、移動にあたってはできるだけ明るい時間帯を選ぶように注意する。
- (キ) 宗教行事等特別な行事が開催される際には、可能な限り外出は控える。

(2) 誘拐

最近、外国人が誘拐される事件は発生していません。しかし、2005年10月には、邦人男性が軟禁され身代金を要求される事件が発生しており、邦人を対象とした誘拐事件発生の可能性は今後も考えられます。

また、バングラデシュ人を対象とした誘拐事件については、全土で多数報告されており、富裕層を対象とした身代金目的のもの、貧困層の年少者を対象とした労働力搾取目的のもの、政党支持者を対象とした政治目的のものがあります。

以下に、注意すべき点を挙げましたので参考にしてください。

- (ア) 通勤・通学経路、入社・退社時間など、毎日同じ行動パターンを取らない。
- (イ) 誘拐事件は、最も同じ行動パターンになりやすい自宅や勤務先付近等で発生する確率が高いので特に注意する。
- (ウ) 当地では外国人というだけで好奇の目でみられがちですが、それでも目立たないように、なるべく現地にとけ込んだ行動をとる。
- (エ) 使用人や外部の者に対して、出張、休暇を含む日程を無造作かつ前広に教えないようにする。
- (オ) 子供が登校時にスクールバスを利用している場合、バスの運行が遅れても子供だけが屋外で待つことがないように、保護者がバス到着まで一緒に待つことが必要。

(3) 脅迫

特定会社・団体のみならず、個人も脅迫の標的になります。単なる嫌がらせ目的の場合もありますが、いかなる形であれ脅迫を受けた場合には、軽く受け流すことなく、慎重に対応する必要があります。なお、対応におけるポイントは次の通りです。

- (ア) 脅迫を受けた際には、パニックにならず落ち着いて対応する。
- (イ) 脅迫の事実、最小限の関係者以外には絶対に口外しない。
- (ウ) 何らかの要求を伴ったものか否かなど、脅迫の目的を見極める。

(エ) 脅迫の内容を精査した上で、脅迫が実行されにくい対応を考える。

(オ) 思いつきの判断では対応しない

(4) 爆発物（不審物）

2003年には、ダッカ日本人学校で爆発物が発見されており、在留邦人の皆様にとっても身近な問題として対処していく状況になっています。爆発物につきましては、「触らない、踏まない、蹴飛ばさない」ことが原則ですので、不審物を発見した際には、速やかに現場を離れ、警察に連絡するなどしてください。また、爆弾を仕掛けたなどの通報があった際には、偽の通報であると頭から決めてかからないで、その場を速やかに離れるなど迅速かつ慎重に対処してください。

3. 一般犯罪対策

全般的に、一般犯罪は増加傾向にあります。また外国人居住区（グルシャン、ボナニ、バリダラ）でも強盗、ひったくりなどの犯罪が発生しており、特に2012年以降、外国人を狙った路上強盗事件が連続して発生しています。一般犯罪については皆様にとって、特に留意すべき脅威という観点から、「(1) 住居における安全対策」、「(2) 外出時における安全対策」に区分して、それぞれの注意事項を挙げてみます。

(1) 住居における安全対策

最近、グルシャン警察署管轄（グルシャン、ボナニ、バリダラの3エリアで半径約1.5km）に届けられた外国人住居エリアの事件を見ますと、強盗、侵入盗等の注意すべき犯罪も発生しています。

そのため、特に「(ア) 侵入窃盗（強盗）」、「(イ) 使用人による窃盗」、「(ウ) 休暇期間中の盗難」を予防することが大切です。

(ア) 侵入窃盗（強盗）対処

侵入窃盗（強盗）は、場合によっては命に関わる惨事になりかねないので、特に注意が必要です。当地において侵入窃盗に入られたケースとしては、使用人の手引きによるものが多いようです。

侵入窃盗の対策には、「①泥棒の目標とならない」「②泥棒に対して侵入困難と思わせる」「③泥棒に侵入された場合には適切な対応をとる」の3つに分けて対策を講じる必要があります。

① 泥棒の目標とならない

- 家主の人間性をよく把握する。
- 使用人に恨みを買わないよう注意する（特に解雇時）。
- 使用人を通じて、自らの情報が漏れ伝わることの無い様留意する。
 - ※ 使用人の故意によるもののみならず、使用人が不用意に主人は旅行に行く、寝室で多額の金銭を見たことがある、といった情報が漏れ伝わる傾向がある。
 - ※ 使用人に、自分のことを第三者に口外しないよう日頃からよく指導する。
 - ※ 使用人に対して、自分の行動予定等について必要以上のことは言わない。
- 使用人へ伝達する情報の内容に留意する。

※ 使用人の給料支払いに際して、「金は職場にいつも置いてあるので、事務所が閉まったから払えない」、使用人の金借の要求にも直ぐに応じるのではなく、「銀行から引き出して貸す」等答えると、使用人からこのような情報が第三者に伝わって効果あり。

○ 同じ行動パターンを取らない。

② 泥棒に対して侵入困難と思わせる

【独立家屋の場合】

○ 住居の選択は、なるべく在留邦人、外国人が多い地区を選ぶ。

※ 三方が在留邦人や外国人居住家屋になっているものが好ましく、公園や空き地に隣接する家屋は要注意。また、近年、ダッカ市内の外国人居住区であるバリダラ地区、グルシャン地区、ボナニ地区等は建築ラッシュを迎えており、当地では工事人が侵入盗を試みる事件が多いので注意が必要です。

○ 外壁を強固にする。侵入者が乗り越え易い箇所は、障害物（鉄条網や忍び返し）で補強する。

○ 照明を設置して敷地内を明るくし、敷地内には警備員や番犬を置き不審者に対する警戒に努める。

※ 警備員を雇用する。但し、それだけで安心は禁物。警備員の居眠り防止策や定位置、邸内の見回り及び不審者発見時の対応要領等を教育する必要があります。

○ 住居侵入口の弱点を防止する。

※ 当地住居の共通的欠点として、クーラーが以前取り付けてあった箇所がベニヤ張りとなったままで侵入口として使用されやすいので補強する必要がある。

※ 当国窓グリルは一般的に細い。また、グリルが窓枠にしっかりとネジ止め固定されていない物があるので要注意。窓グリルは窓の内側に取り付けの方が有効。

※ 当地家屋の窓グリル及び塀グリルは、デザインの複雑な物が多いようですが、デザインの複雑な物ほど溶接部位がたくさんあり、溶接部位はペンチなどで切断され易いようです。当地では、雨天日に侵入窃盗が多く発生しており、泥棒はグリルの切断音を雨音で消そうと考えるようです。

○ 2階部分への侵入を防止する。

※ 熱帯植物が2階部分まで伸びている家庭が多いため、家主と相談の上で除去することが望ましい。庭にハシゴなどが放置され（特に乾期の家屋工事の際）、これを利用して2階部分に侵入されるケースがあるので要注意。

【アパート（フラット）の場合】

○ 訪問者の身元確認

※ 通例、世帯毎ではなく、アパートとして門番・警備員を配置しているケー

スが多いが、訪問者を通すに際しては、全員必ず事前に来訪者の氏名、目的を連絡させ、許可無き者は入場をさせないよう門番・警備員に常日頃から指示を徹底しておく必要があります。また、室内に入れる際には、直ちに扉を無造作に開けるのではなく、のぞき穴で相手の氏名、訪問目的を確認した上で入れることが肝心です。

【独立家屋・アパート（フラット）共通】

- 玄関、寝室扉の強固策（蝶番、チェーンロックなどの設置）

※ 常日頃から、玄関、寝室ドアの施錠状況を確認する。当地家屋の寝室ドアは外開きの物が多いが、外開きは蝶番が壊されればいくら頑丈な施錠をしても無意味となるので、内開きとすることが望ましい。寝室内側からの横門鍵が安価で効果的。

- ベランダ、窓、屋上からの侵入防止

※ 地上に近い階の場合には、ベランダ、窓からの侵入、最上階の場合には、屋上からの侵入に十分注意する必要がありますので、窓グリルを取り付けるなどの工夫が必要です。

③ 泥棒に侵入された場合の適切な対応

- 不審な兆候を察知したならば、主寝室（避難室）に待避し、物音がするからと言って不用意に様子を見に行かない。

- 寝室から外部に電話等で連絡する。

※ 平素から外部との緊急連絡が出来るよう携帯電話及び緊急連絡網等については、寝室内に保管しておく

- 泥棒と対峙したら、決して抵抗せず、両手を挙げて相手の目を見ずゆっくりとした動作で机やタンスの引き出しなどに予め準備して置いた現金等を出す。

※ 当地でも銃器を用いた犯罪は増加しています。不用意に抵抗すると危険です。呉々も注意してください。

(イ) 使用人による窃盗対策

日本人は使用人を上手く使えないことが多く、使用人を信頼しすぎて盗難されるケース、使用人の恨みを買って盗難されるケースの2通りがあります。在留邦人の紹介だから大丈夫、〇〇国大使館で働いていたから大丈夫と言った気の緩みで、金銭等の貴重品を盗難されるケースが見られます。

① 良い使用人を雇う

- 使用人を雇うときは、一般的な公募によらず、信頼できる人から紹介を受ける。

※ 後々の犯罪捜査に必要となるため、履歴書や身分証明書、家族、実家の連絡先など、使用人に関しての詳細な情報を収集しておく。

- 貴重品等は使用人が容易に立ち入れない部屋等に保管し、きちんと施錠する。

- 常日頃からの使用人の言動に注意する。特に休暇前後の言動の変化に注意する。

② 適切な管理

○ 甘すぎず、厳しすぎず、現地事情に詳しい人の例を参考にして適切に管理する。

※ 毅然とした態度をとり、雇用者は誰であるかをはっきりさせ、問題があればその都度指摘する。小さな契約違反等も見逃さず、いつも見ていると意識させることも必要。

○ 使用人のプライドを傷つけるような言動や行動はしない。

○ 複数の使用人を雇う場合は責任者を指定する。

③ 物品等紛失後の適切な処置

○ 物品等が無くなったからと言って、直ぐに犯人扱いしない。

○ 物品等の置き場所を忘れたととぼけて、一緒に探させると物が出てくることもある。

○ じっくりと調べて無くなっていることが確実である場合は、警察に届ける。

(ウ) 休暇期間中の盗難予防

当地では、休暇で不在にしている期間中の盗難が多いようです。従って、前述した注意事項と関連して、休暇期間の対策を考えておくことが重要です。

① 行動日程

○ 使用人等に対して日程を早くから漏らさない。

② 警備体制は現行通りが原則

○ 使用人等に過度の長期休暇を与えない。

○ 警備員は不在間だけに限り雇用しない。

③ 不在間、住居は完全閉鎖が原則

○ 使用人を住居に住ませるのは、よほど信頼できる場合のみとする。

○ 住居の鍵を信頼できる知人に預け、時々住居の状況点検を依頼する。

④ 自動車の管理

○ 職場か友人宅に保管することが望ましい。

○ 自動車の点検・整備はドライバーに任せず、友人等の監督の下で実施させる。

⑤ 貴重品等の適切な保管・管理

○ 貴重品は携行する。もしくは信頼できる友人に預ける。

○ カーテンなどで遮蔽し、外側から室内が見えないようにする

⑥ 連絡手段の確保

○ 異常事態発生時、誰（友人等）に連絡すべきかを使用人に明示しておく。

⑦ 関係者以外の者の敷地内立入禁止

○ 使用人及び警備員に立ち入りを許可する者について明示しておく。

○ 留守中には、外装工事等を行わせない。

※ 過去には、邦人宅で留守中に1階客間にあったビデオデッキなどが盗難される事件が発生しています。窓外から長い引っ掛け棒のような物で引き寄せ、窓グリルの隙間からビデオデッキなどを盗んだものと考えられます。この際、この邦人宅では家壁の塗装工事を業者に依頼していました。

(2) 外出時における安全対策

外出時の留意事項は非常に多く、過去に在留邦人等が外出中に被害にあった実例とともに教訓事項を挙げてみます。

(ア) これまでの犯罪事例

- ① 邦人女性（旅行者）が午前4時頃リキシャで移動中、覆面男性5人組から刃物で脅され金品を奪われた。同人はその際に抵抗したため、刃物で斬りつけられ右手を負傷した。
- ② 邦人男性が午後11時40分頃、リキシャで帰宅し降車したところを、男性3人組から銃器で脅され金品を奪われた。同人はその際に抵抗したため、銃底で殴られ頭部に裂傷を負った。
- ③ 邦人女性が午前11時30分頃、リキシャに乗車し移動中、後方から近づいてきた車両の窓越しに、肩に掛けていたバッグをひったくられた。同人はその際にリキシャから転倒し軽傷を負った。
- ④ 邦人男性（旅行者）が、宿泊ホテルの近くで知り合いになった片言の日本語を使うバングラデシュ人と思われる男（以下、犯人という）から犯人の自宅での夕食に招待され、午後8時頃、同自宅内で犯人からナイフを突きつけられ、リュックサック（現金、ノート型パソコン、携帯電話等在中）を奪われた。
- ⑤ 邦人男性（旅行者）が午後3時頃、見知らぬバングラデシュ人（以下、犯人という）に声をかけられ行動を共にしていた際、犯人からマンゴージュースを勧められ飲んだところ、しばらくして気を失い、所持していたリュックサック（携帯電話・デジカメ・財布・パスポート等在中）を盗まれた。
- ⑥ 邦人男性（出張者）が午後11時頃、車両にて移動中、渋滞に巻き込まれていたところ、突然、複数の男性が車両に近寄り、そのうちの一人が後部座席に身を乗り出し、いきなり刃物で同男性の左大腿部を刺した。犯人はその後、座席に置いてあった鞆（所持品は現金、旅券、携帯電話、パソコンなど）を強奪し、逃走した。被害に遭った邦人男性は命に別状はなかったが、数日間入院した。
- ⑦ 邦人男性（出張者）が、午前10時半頃、車両にて移動していたところ、突然、鉄パイプや木刀を持った群衆に取り囲まれ、襲撃を受け大破した。襲撃の際、窓ガラスが割られ、同邦人はガラス片で腕を負傷し、また、大破した車両から退避する際、群衆から背中を殴打されたが、軽い怪我で大事には至らなかった。
- ⑧ 邦人女性が数人の者に取り囲まれるような状況で道を尋ねていたところ、同女性が肩にかけていたバッグの中の携帯電話機が何者かに盗まれた。
- ⑨ 車両にて移動していた邦人（企業関係者）が渋滞に巻き込まれていたところ、突然、木刀などを持った5～6人の暴徒に車両を取り囲まれ、襲撃を受け、窓ガラスが割られ、車両は大破した。
- ⑩ 邦人男性（旅行者）が、国立博物館にて展示品を観ていたところ、見知らぬバングラデシュ人の男が同男性に話しかけてきた。その後、同男性は犯人からレストランでの食事に誘われ、国立博物館の前でオートリキシャに乗車したところ、犯人から注射針のようなもので背中を刺された。同男性は走行中のCNGから飛び降りたが、所持していた鞆が奪われそうになった際に鞆が破れ帽子を

奪われた。その後、同男性は、病院において針で刺された患部等の治療を受けた。

- ⑪ 邦人企業関係者が車両にて移動中、投石を受けたことから、車外へ出たところ、複数のけん銃や鎌を持った者に取り囲まれ、殴打された後、所持金を強奪された。
- ⑫ 邦人男性がリキシャに乗車中、後方から来た複数の者に所持していた鞆を強奪されたため、同人らを追いかけて所持品の返還を求めたところ、後ろから来た別の者に太ももをナイフで刺され負傷した。
- ⑬ 邦人企業関係者が車両にて移動中、踏切にて電車の通過待ちをしていたところ、突然車両に対しこぶし大の石が投げ込まれ、車両前方のガラスが破壊された。

(イ) 教訓事項

- ① 夜間、早朝のリキシャ、CNG（三輪タクシー）にはできるだけ乗らないようにする。
- ② 強盗被害にあった際には抵抗しない（犯人は銃器やナイフを持っている可能性がある）。
- ③ 人通りの少ない場所、時間は避ける。
- ④ 不審な行動をする人、車（何度も同じところを行き来する。長時間同じ場所にいる等）に注意する。
- ⑤ 車両に乗車する際は、常時窓は閉め、ドアを施錠する。
- ⑥ 外食、買い物等で迎えの車両を待つ際も店舗敷地内で待機し、道端での時間はできるだけ少なくする（特に飲酒時は気が緩むので気をつける）。
- ⑦ 車両の乗降の際は、周囲に気を配る。
- ⑧ バッグは道路側とは反対側の手に持ち、万一、ひったくりに遭った際には、引きずられないようにする。
- ⑨ なるべく一人では行動しない。
- ⑩ 自分は男性だからといって安心しない。
- ⑪ 「自分は犯罪に巻き込まれることはない」との先入観を持たない。
- ⑫ 親切を装い接近してくる者等に対して常に警戒し、安易に不審者の誘いにはのらない。
- ⑬ 見知らぬ者からもらった物を不用意に摂取しない。

4. その他の安全対策

(1) 暴動

当国においては、平和的に発生したデモ・集会が突然暴徒化することがよくありますので、十分な注意が必要です。過去には、「ダッカ市内で邦人が乗車した車輛が渋滞に巻き込まれている最中、デモ隊により投石を受けフロントガラスなどが破損した」、「ハルタルの前夜、ダッカ市内で、邦人が乗車する自動車の前方に爆弾らしきものが道路脇から投げ込まれた」という事案が発生しました。また、最近では、労働者らによる待遇改善等を求める大規模な抗議デモが縫製工場の多く所在する地域を中心に頻

繁に発生し、車両への投石、放火及び襲撃などの暴力事件に巻き込まれる等して邦人の被害も出ています。

基本的には「集会、デモ等群衆には絶対に近づかない」ことを念頭に行動することが重要です。もし、こうしたデモ、集会を見掛けた場合には、直ちにその場を離れ、身の安全を第一に慎重な行動をとるようにして下さい。また、現場から自宅、事務所等への移動に際しては、万々に備えて日頃から複数のルートを検討しておくことも重要です。

(2) ハルタル

近年、野党連合による総選挙を巡るハルタルや抗議活動が頻発し、また、ジャマティ・イスラミ党（J I）及びイスラミ・チャットロ・シビル（J Iの学生組織）による独立戦争戦犯裁判等で拘留されている幹部らの釈放等を要求したハルタルが発生しました。その結果、治安部隊との間で衝突により、多数の死傷者が出るなどの被害が報告されています。ハルタルや抗議集会が実施されるとの情報に接した場合には、その動向に注意して不要不急の外出を控え、危険な場所には近づかないことが大切です。また、ダッカにおいては、ナヤ・ポルトン地区周辺、ダッカ大学周辺、ファームゲート周辺、モハカリ地区等でハルタル中に暴力事件が発生することがあります。最近では、多くの在留邦人が居住するグルシャン地区等における暴力事件や爆発物の投擲も頻発しています。外出中に状況の異変に気づいた場合は、経路を変更するなど臨機応変な措置が必要となりますので、日頃から複数の経路を念頭においておくことも大切です。

※ ハルタル中は、ほとんどの商店や公共交通機関が休業する可能性が高く、ハルタル支持者等による走行中の車両への投石等の発生が懸念されます。また、全国各地でハルタル支持者と治安機関との衝突が発生する恐れもあります。特にハルタル前日の夜間時間帯は暴力事件が発生する傾向にあることから、ハルタル当日はもとより、前日夕方以降の外出を控えるなど、各自において注意する必要があります。

(3) 交通事故

当国の交通事情は劣悪であり、運転手のマナーも悪いので、自己防衛のためにも十分な注意が必要です。特にダッカ市内は渋滞がひどく、道路を逆走する車輛も多く見られますので、自分で運転することは極力避けてください。また、リキシャ、CNGなどの逆走、急激な方向転換、歩行者の道路への飛び出しに注意するとともに、飲酒運転は絶対に行わないでください。ドライバーを雇用されている場合は、日頃からドライバーに対しては予測運転・防衛運転を心掛けるよう指導してください。

人身事故を起こした場合は、群衆に取り囲まれることが多く、身動きがとれなくなることもありますので、状況によっては速やかに事故現場を離れ、安全な場所に避難して身の安全を確保した上で、警察に届け出るなどの事故処理を行うことも一案です。

※ 近年、ダッカと郊外を結ぶハイウェイでの車両事故が増加しています。特にハイウェイでは、積載量を遙かに超えたトラック、大型バスが追い抜きを掛け、反対車線を走ってくる車両と正面衝突したり、道路外に横転したりするなど、多数の死傷者を伴う事故が頻繁に発生していますので、十分な注意が必要です。

(4) サイクロン・洪水

外国人の居住する地域については、最近は大きな被害はありません。しかし、地方においては、サイクロンや洪水発生時期の移動に注意が必要です。サイクロン、洪水に対しては、食料・水等の確保や停電対策など、緊急事態の自宅待機に応じた準備をしておくことが大切です。

(5) 地震

当地は地理的に地震が発生する可能性は高くありませんが、2016年1月4日には、インド東部を震源（ダッカから東に352km）とするマグニチュード6.7の地震が発生しています。当地の住宅は耐震性が乏しく、耐震基準を満たしていない住宅も多く存在します。住宅の選定にあたっては、周囲の環境、建物の構造や築年数等確認することも重要です。

(6) チッタゴン丘陵地帯

チッタゴン丘陵地帯では、1997年に政府と先住少数民族との間で和平協定が締結されましたが、歴史的に少数民族の武装グループと軍、ベンガル人入植者と少数民族、少数民族間での対立があることから、治安情勢は常に不安定であり、同地域への渡航は、その是非の検討が必要です。既に滞在中の方は、常に最新の治安情報を入手し、十分な安全対策を講じてください。

III. 当国における安全情報

1. 一般情報

(1) 特に注意を要する地域

(ア) チッタゴン丘陵地帯

(イ) 国境から5マイルの地域

(ウ) 軍の施設がある地域

カントンメント（軍の駐屯地）内に入ることは規制されていますが、間違っ中に入ってしまうケースがあります。過去には外国人が、深夜に車を運転していて道に迷い、誤ってカントンメントの中に入っしまい、拘束される事例も発生しています。

(2) 写真撮影を制限している地域

(ア) 空港、港湾施設

(イ) 発電所

(ウ) ラジオ、テレビ局、衛星局

(3) 犯罪に巻き込まれやすいとされる地域（ダッカ市内）

(ア) 外国人居住地区内のマーケット及びニューマーケット、グリスタン（国立競技場）の2つのマーケット地区

○ 通行人を狙ったスリ、ひったくりなどが多発する。

(イ) ダッカ大学付近

○ 突発的に学生同士の衝突事件、銃器を使用した抗争が発生する。

(ウ) ファームゲート（ニューエアポート道路沿い）、モハカリ・バス停及びモハカリ

交差点（マイメンシン道路沿い）、モティジール（商業地区）。

○ 反政府活動が実施される際には、道路封鎖に伴う交通渋滞及び通行中の車両が投石を受けるケースが多々発生している。

(エ) テジガオン、アシュリア、トンギ（縫製工場地区）。

○ 縫製業労働者が賃上げなどを求めて度々デモを実施する。

(オ) ダッカ市内のオールド・ダッカ地区（外国人がしばしば観光目的で訪れる地区）。

○ 一般的に治安は良くない。また、リキシャによる混雑が日常的であり、地区内での車両通行は困難を伴う。

(カ) ダッカ・スタジアム周辺

○ サッカー、クリケット試合等のスポーツに関係する衝突事件が発生する。

(キ) ナショナル・モスク周辺

○ 毎週金曜日の昼には、多数の信者がお祈りのため集まっており、その後の説教で暴徒化する可能性がある。

2. 警備会社情報

最近、当地においても警備会社が増えてきましたが、これらは警備員派遣会社の域を出るものではなく、これら警備会社を全面的に信頼することはできません。契約時に警備員の事故に関する保証は警備会社側にあること、警備会社は警備員の派遣と警備員の監督に責任があることなどを明確にさせるとともに、夜間パトロール巡察等の警備員派遣以外の警備サービスはどのようになっているか、不在時に事故があった場合の補償はどこまでするのかなどを、警備会社と具体的に話し合っておくことが重要です。また、警備会社の警備員と言ってもしっかりと教育を受けているわけではないので、自分なりの警備教育、他の使用人を通じての監督が必要です。当地での主な警備会社としては以下の会社がありますが、契約に関しては個人、企業で再度しっかり会社概要や契約内容を確認する必要があります。

※ G4S Secure Solutions Bangladesh

【住所】 22 Progati Sharani Block-J, Baridhara, Dhaka

【電話】 988-7316～7318

【主な契約先】 大使館関係（日本、アメリカ、カナダ、ドイツ、スイス、オランダ、インド、デンマーク、スウェーデン、サウジアラビア等）など。

※ SECUREX PRIVATE LTD

【住所】 22C, ROAD 4, BANANI, DHAKA

【電話】 988-0814, 882-1230, 989-4621, 989-4386

【主な契約先】 大使館関係（韓国、タイ、フィリピン、モロッコ、イタリア、フランス等）の他、JICA事務所、日本人学校など。

3. 当国の安全対策関連法令

ここでは、在留邦人の皆様が知っておかれた方がよい当国法令について、概要を説明します。

(1) 麻薬取締法 (Narcotics Control Act)

近年、ダッカ市内を含め、全国的に薬物事案が増加傾向にあり、同時に被検挙者の低年齢化も進んでいます。特にダッカ市内では「Yaba (ヤバ)」と呼ばれる錠剤の薬物が大量に出回っており、外国人に売買を持ちかける密売グループが存在していると言われています。

当国の麻薬取締法では、禁止薬物の種類及び量により刑罰が異なりますが、日本の法律と比較しても極めて厳格な罰則規定があります。例えば、ヘロイン、コカイン及びコカからの派生物の量が25グラム以上の薬物を所持または輸入していた場合、死刑または終身刑に処せられます。25グラムに満たない場合でも2～10年の刑に処せられますので、興味本位でも絶対に手を出さないよう、改めて注意喚起いたします。

(2) 交通関係法令

バングラデシュ警察には、緊急事態に際して、当国にある私有車を徴用できるという車両緊急徴用法(リクイジション法: Requisition Act)があります。当地警察では、ハルタル、選挙、大規模な政治集会及びその他の騒擾状態等の緊急事態に際してジープ、マイクロバス、ハイエースなどの車輛(一般乗用車は少ない)を最大1週間徴用出来るものとしています。過去には警察の緊急事態の解釈で、国際会議等の緊急事態とは想定し得ない状況においても、本法を適用しているケースが見られました。なお、外国人は徴用対象となりませんので、仮に徴用された場合には、外国人である旨主張するようにし、それでもなお徴用が解除されない場合には、大使館までご通報ください。

(3) 通関関連法令

持ち出し禁止製品の定義は大変難しいところですが、一般的にブラック・ストーン及びブロンズで造られた仏像類、象牙、ベンガル虎の皮等(ワシントン条約で禁止)の持ち出しは出来ません。

特に当国では、ブラック・ストーンやブロンズの仏像(宗教に関するもの)に対する持ち出し禁止措置は厳しいようです。

また、金及び銀の不正持ち込みについては、特別権限法違反に該当し、麻薬同様に極刑もあり得ます。ちなみに、金は234グラムまで、銀は200グラムまで申告の上税金を支払えば持ち込み可能です(免税枠はありません)。1996年、日本人旅行者が3kgの金塊を体に隠して持ち込もうとして税関で逮捕され、裁判の結果、懲役5年の判決を受けています。また、最近では複数の邦人が金を密輸入した疑いで長期間拘束されています。

外貨の持ち込み及び持ち出しについては、5,000米ドルを超える場合、申告が必要となります。

(4) アルコール規制

当国内における酒類の規制に関し、不明瞭な点があり、当大使館から当国関係機関に対して、日本人が国内で酒類を購入する際の規制等について照会したところ、次のとおり回答がありました。

① 日本人は、在留資格が短期であるか長期であるかに関わらず、当国内におけ

る酒類の購入制限はない。

- ② ただし、日本人が酒類を購入し、または自宅に搬送する場合には、次の点に注意する必要がある。
 - 購入者である日本人が、個人的に消費するものであることを証明できるようにする。
 - 日本人が購入した酒類をバングラデシュ人に転売するのは違法であり、摘発の対象になる。
 - バングラデシュ人に関しては、酒類に係る国内規制がある。したがって、日本人が大量の酒類を購入・運搬し、かつ運転手以外のバングラデシュ人が同行している場合等、バングラデシュ人への転売の可能性が疑われる場合には、事情聴取を受ける可能性がある。

つきましては、在留邦人の皆様が、当国内で酒類を購入・運搬する場合には、次の点にご注意ください。

なお、運搬途中に検問所等で身柄を拘束されるなどの事態が生じた場合には、速やかに大使館までご連絡ください。

- ① なるべく、一度に大量の酒類を購入しない。
- ② やむを得ず、一度に大量の酒を購入する場合には、検問所における職務質問に備え、所属する会社からの証明書等を携行する。
- ③ 運転手以外のバングラデシュ人は、可能な限り同行させない。
 - ※ 運転手以外のバングラデシュ人が同行した場合には、購入者である日本人が購入した酒類を、同バングラデシュ人に転売すると疑われる可能性があります。
- ④ 酒類は、正規の販売店で購入する。

いずれにしても、バングラデシュ国はイスラム教国であるため、民衆などの目につく場所での飲酒は控えるべきです。

4. 当国の日常「すべからず集」(被害を避けるために)

- ①なるべく目立たないようにする
当国では、外国人というだけで目立ってしまいますが、なるべく目立たないようにすることが、誘拐を含めて犯罪から身を守る一つの有効な手段となります。
- ③女性が外出する際には、露出度の大きいもの、刺激的な服装はしない。華美な装飾品は身につけない。
- ④ 特に公の場で宗教的・政治的な論争はしない。
特定スポーツ(サッカー、クリケットなど)に対して不必要な加担はしない。
- ⑤ 現地人の「ノー・プロブレム」、「オーケー」は信用しない。内容を理解せずに言っていることが多い。
- ⑥ 手荷物は絶対に身体の近くから離さない。
- ⑦ 夜間の一人歩きは絶対せず、またリキシャ、CNGを極力利用しない。

- ⑧ 不用意に名刺を渡さない。また、特に自宅，携帯電話番号は容易に教えない。
- ⑨ 自宅で，商談，事故の示談等を行わない。
- ⑩ 不自然なまでに親切な人は容易に信用しない，気を許さない。
- ⑪ 飲酒運転はしない。（夕食会など）
- ⑫ 夜間郊外バスや夜行列車の利用は極力避ける。

特に夜行バスの場合，交通事故の危険に加え，強盗団（ダコイト）からの被害を受ける可能性が非常に高いといえます。

- ⑬ 国内河川を運行するランチ（L a u n c h）と呼ばれる長距離乗客船が広く利用されていますが，安全性に問題がある設計に加え，往々にして定員を遙かに上回る乗客を乗せる為，暴風雨時の沈没事故が頻発していますので，可能な限り，使用は控える。

5. 緊急連絡先電話番号

(1) ダッカ（市外局番02）

(ア) 警察

- ・ダッカ首都圏警察本部（DHAKA METROPOLITAN POLICE）：
955-9933, 01713398311
- ・緊急：999
- ・コントロールルーム：951-4400
- ・ダッカ市内警察署

	警察署名	連絡先
1	Adabar	913-3265, 01713373183
2	Airport	890-1853, 01713373162
3	Badda	988-2652, 01713373173
4	Bongshal	956-5700, 01713398336
5	Cantonment	871-2350, 01713373172
6	Chak Bazar	731-3966, 01713398337
7	Dakshin Khan	893-1777
8	Darus Salam	803-2333, 01713398334
9	Demra	750-1155, 01713373144
10	Dhanmondi	863-1941, 01713373126
11	Gandaria	745-3294, 01713398331
12	Gulashan	989-5826, 01713373171
13	Ha jaribag	966-9900, 01713373136
14	Jatrabari	754-6244, 01713373146
15	Kadomtali	754-7755, 01713398333
16	Kafrul	987-1771, 01713373191
17	Kamrangirchar	732-0323, 01713373137

18	Khilgaon	721-9090, 01713373154
19	Khilkhet	01199883611, 01713373174
20	Kholabagan	966-5254, 01713373139
21	Kotowali	711-6255, 01713373135
22	Lalbag	966-0105, 01713373134
23	Mirpur	900-1001, 01713373189
24	Mohammadpur	911-9943, 01713373182
25	Motijheel	957-1000, 01713373152
26	New Market	863-1942, 01713373128
27	Pallabi	901-5922, 01713373190
28	Paltan	936-0802, 01713373155
29	Ramna	935-0468, 01713373125
30	Rampura	729-0999, 01713398526
31	Sabujbag	721-9988, 01713373153
32	Sher-e-Bangla Nagar	912-4154, 01713398335
33	Shahali	900-2777, 01713373192
34	Shahbag	967-6699, 01713373127
35	Shampur	744-0691, 01713373145
36	Sutrapur	711-6233, 01713373143
37	Tejgaon	911-9467, 01713373180
38	Tejgaon Shipanchal	887-0309, 01713373181
39	Turag	898-1247, 01713373163
40	Uttra East	891-4126, 01713373161
41	Uttar Khan	893-1888, 01713373164

(イ) 医療機関ガイド

日本人がよく利用していて比較的安心して受診できる医療機関は以下のとおりです。

(1) クリニック (ABC順)

1. Dr. M. A. Wahab's Clinic (ワハブ・クリニック：私立)

所在地：House 3, Road 12, Baridhara, Dhaka

電話：02-882-7553、885-5953、 ファックス：02-882-6069,

電子メール：wahab@agni.com

概要：当地で欧米人からも信頼されている医師の1人です。診療時間以外の対応は困難。診察時の使用言語：英語、独語。診療科目：内科，小児科。外来要予約。救

急対応なし。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は土曜～木曜日の8時00分～12時00分、16時00分～19時30分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨（TK），米ドルによる現金支払いのみ。

2. Traveller's Clinic :icddr,b（トラベラー・クリニック：バングラデシュ国際下痢性疾患研究センター内）

所在地：Plot 68, Shaheed Tajuddin Ahmed Sarani, Mohakali, Dhaka (icddr,b)

電話：02-989-9620 (icddr,b), 02-882-2452 (AISD), 01730-019695。

ファックス：02-988-5657 (icddr,b), URL：<http://www.icddrb.org>

電子メール：trav.clinic@icddrb.org

概要：感染症の専門機関 icddr,b(International Centre for Diarrhoeal Disease Research, Bangladesh)内に併設されたクリニック。診察時の使用言語：英語。診療科目：内科、小児科。外来予約必ず必要。救急対応なし。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は icddr,b では月・木曜日の9時00分～12時00分および日曜日の午後。支払い方法：タカ貨（TK）による現金支払いのみ。

(2) 病院（ABC順）

1. Apollo Hospital（アポロ病院：私立）

所在地：Plot 81, Block -E, Bashundhara R/A, Dhaka

電話：02-840-1661, 01714-090000(救急用), 10678(ホットライン)。

ファックス：02-840-1691, URL：<http://www.apollodhaka.com>

電子メール：info@apollodhaka.com

概要：2005年に開院した総合病院で、バングラデシュで初めて国際的な医療評価基準 JCI (Joint Commission International) 認証を取得。病院の規模も大きく対応も比較的しっかりしています。診察時の使用言語：英語，ベンガル語，日本語(循環器内科 Dr. A. H. M. Waliul Islam)。診療科目：内科，外科，小児科，産婦人科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，腎臓内科，神経内科，内分泌内科，胸部外科，心臓外科，整形外科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，皮膚科，脳外科，眼科，形成外科，精神科，麻酔科，歯科。外来予約不要。緊急時24時間対応で救急車あり。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は土曜～木曜日の9時00分～17時00分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨（TK）による現金支払い及びカード（VISA, Master, Amex）可。

2. Square Hospital (スクエア病院：私立)

所在地：18/F, Bir Uttam Qazi Nuruzzaman Sarak (West Panthapath), Dhaka

電話：02-815-9457、01716-047559。ファックス：02-911-8921。

URL：[http:// www.squarehospital.com](http://www.squarehospital.com) 電子メール：jalil@squarehospital.com

概要：1958年に開院した総合病院で、2006年に新規開院。診察時の使用言語：英語、ベンガル語。診療科目：内科，外科，小児科，産婦人科，耳鼻咽喉科，眼科，整形外科，泌尿器科，歯科，皮膚科，循環器内科，消化器内科，消化器外科，腎臓内科，神経内科，内分泌内科，呼吸器内科，心臓外科，皮膚科，脳神経外科，形成外科，精神科，リハビリテーション科。外来予約不要。緊急時24時間対応で救急車あり。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は土曜～木曜日の7時30分～20時30分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨（TK）による現金支払い及びカード（VISA, Master, Amex）可。

3. United Hospital (ユナイテッド病院：私立)

所在地：Plot 15, Road 71, Gulshan -2, Dhaka

電話：02-883-6444、883-6000、01914-001234(救急用)、10666(ホットライン)。フ

ァックス：02-883-6446。URL：<http://www.uhlbd.com>

電子メール：info@uhlbd.com

概要：2006年に開院した総合病院で、心臓カテーテル治療・心臓外科手術が可能。診察時の使用言語：英語，ベンガル語。診療科目：内科，外科，小児科，産婦人科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，腎臓内科，神経内科，内分泌内科，胸部外科，心臓外科，整形外科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，皮膚科，脳外科，眼科，形成外科，精神科，麻酔科，歯科。外来予約不要。緊急時24時間対応で救急車あり。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は土曜～木曜日の9時00分～18時00分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨（TK）による現金支払い及びカード（VISA, Master, Amex）可。

4. Yamagata Dhaka Friendship Hospital (山形ダッカ友好病院：私立)

所在地：Plot 6/7, Block-A, Lalmatia, Dhaka

電話：02-912-9354、01819-218902(Dr. Rahman)。ファックス：02-812-8191

電子メール：ekhlas@bdmail.net

概要：1997年に整形外科医 Dr. Eklasur Rahman が日本の援助で開院した日本のシステムを基本とした病院。診察時の使用言語：英語，ベンガル語，日本語（Dr. Rahman）。診療科目：整形外科，歯科，内科，外科，呼吸器内科，小児科，産婦人科，耳鼻咽喉科，皮膚科，脳外科，眼科，形成外科，麻酔科(整形外科以外は非常勤)。外来予

約不要。緊急時 24 時間対応。成人および小児（乳児含む）健康診断は可能。診療時間は土曜～木曜日の 9 時 00 分～17 時 00 分(Dr. Rahman)/17 時 00 分～20 時 00 分(非常勤医)。金曜日休診。支払い方法：タカ貨 (TK) による現金支払いのみ。

(3) 歯科

1. AIKO Dental & Implant Clinic (アイコ歯科：私立)

所在地：House 155/E, Road 11, Banani, Dhaka

電話：02-988-5426、988-4066、01819-249262(Dr. Khan)。

URL：<http://www.aikodental.com>。電子メール：info@ aikodental.com

概要：2008 年に歯科医 Dr. Mahfujul Haq Khan が開院した歯科医院。診察時の使用言語：英語，ベンガル語，日本語(Dr. Khan)。診療科目：歯科。外来要予約。救急対応なし。診療時間は土曜～木曜日の 16 時 30 分～20 時 00 分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨 (TK) による現金支払いのみ。

2. Sapporo Dental Care (札幌歯科：私立)

所在地：House 88, Road23, Block A, Banani, Dhaka

電話：02-882-7878

概要：1993 年に歯科医 Dr. M. A. Hannan と Dr. Mohiuddin Ahmed が開院した歯科医院。診察時の使用言語：英語、ベンガル語、日本語(Dr. Hannan, Dr. Ahmed, Dr. Asad-Uz-Zaman)。診療科目：歯科。外来予約要。救急対応なし。診療時間は土曜～木曜日の 16 時 00 分～21 時 00 分。金曜日休診。支払い方法：タカ貨 (TK) による現金支払いのみ。

緊急時の対応と措置

緊急時や重症の場合は、緊急医療サービス AEA International SOS や各自加入している海外旅行傷害保険の緊急移送サービスを利用して、バンコク、シンガポール等の施設の整った医療機関で治療を受けることが望ましい。

(ウ) 在バングラデシュ日本国大使館

① 事務所 (Plot No. 5 & 7, Dutabash Road, Baridhara, Dhaka)

- ・開館時間：午前 9 時～午後 12 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 5 時 45 分
- ・領事窓口時間：午前 9 時～午後 12 時 30 分、午後 1 時 30 分～午後 5 時
- ・電話：984-0010 , Fax 984-1591

⑭ 緊急時の連絡先

特に、閉館時、週末（金、土）、祝日等における事件・事故等緊急のご用件（含：旅券紛失）の場合には、緊急電話番号 0961-0991094 までご連絡ください。

(2) チッタゴン（市外局番 0 3 1）

(ア) 警察

- ・チッタゴン警察本部（Chittagong Metropolitan Police） 031-624-100
- ・ポリスコントロールルーム 031-639-022
- ・チッタゴン市内警察署

	警察署名	連絡先
1	Baijid bostami	683-033, 01713373262
2	Bakulia	616-346, 01713373261
3	Bandar	728-288, 01713373267
4	Chandgaon	651-313, 01713373259
5	Double Mooring	715-782, 01713373268
6	Halisahor	715-790, 01713373269
7	Khulshi	655-537, 01713373260
8	Kornaphuli	636-763, 01713373271
9	Kotowali	619-922, 01713373256
10	Pahartali	751-335, 01713373257
11	Panchalish	652-797, 01713373258
12	Potenga	250-0026, 01713373270

(イ) 病院

- ・Holy Crescent Hospital
TEL 031-616-001～004、620-025～028
- ・チッタゴン医科大学付属病院（Chittagong Medical College Hospital）
TEL 031-616-891～894

(ウ) チッタゴン名誉総領事（Mr. Muhammad Nurul Islam）

住所：Osman Court, 70 Agrabad Commercial Area, Chittagong 4100
TEL 031-710-673～674 Fax 031-713-221

IV. 大使館からの安全情報

1. 邦人安全情報の配信

ハルタルなどの治安情報は、大使館に在留届を届け出いただいている方（届け出の際、メール・アドレスをご登録頂いた方）及び配信を希望される方に対して配信しております（日本語のみ）。当地に在留していない方で、治安情報の配信を希望される方は、以下の URL から「たびレジ」にご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

2. 大使館ホームページ

大使館ホームページでは、広報文化関係のみならず、安全情報や治安情報等も掲載していますのでご参照ください。

http://www.bd.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3. ショート・メッセージ・サービス（SMS）の運用

在留届を大使館に届けている在留邦人の皆様、及びたびレジを登録頂いている邦人の皆様に対しては、ショート・メッセージ・サービス（SMS）による緊急事態等の発生を伝える緊急通報を行っていますので、届け出の際には携帯電話番号を登録ください。

【参考】渡航情報（危険情報）の発出

1. 外務省では、海外における日本人の安全対策の一環として、特定の国又は地域の情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を、次の4段階に区分してお知らせしています。

安全対策の目安	備考
「レベル4：退避してください。渡航はやめてください。（退避勧告）」	・その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	・その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」	・その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
「レベル1：十分注意してください。」	・その国・地域への渡航、滞在にあたって危険を避けていただくため特別注意が必要です。

2. 当国には、チッタゴン丘陵地帯及び全ての地域（首都ダッカを含む）に対し、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」を発出しています。なお、「渡航情報」は、法令上の強制上力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではありません。渡航や滞在にあたり、観光や経済活動等の目的を踏まえ、いずれにしても「自分の身は自分で守る」との心構えを持って情報収集や安全対策に努めてください。

なお、最新情報は、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）にてご確認ください。

（了）

緊急事態に備えてのチェック・リスト

『在留邦人配布用』

1. 旅券

旅券については、渡航先国によっては、入国時に旅券残存有効期間が6か月以上を条件としている国があります。常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型と記入しておいてください。家族で在留されている方は、家族の分として一括して保管しておいて下さい。また、旅券・査証のカラーコピーを複数用意しておくとう便利です。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。出国許可や再入国許可（これら許可が必要な場合）は常に有効なものとしておくことが必要です。

2. 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします（ただし、当国は通貨持ち出し制限がありますので注意してください）。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税（これらが必要な場合）の用意も必要です。

3. 自動車の整備と燃料の補給

避難等の移動や邦人間の連絡などに際し、自動車が不可欠となります。

- (1) 自動車をお持ちの方はタイヤ、ライト、エンジン、バッテリー等について常時整備しておくよう心がけてください。
- (2) 燃料は常に満タンの状態で使用することに努め、半分になったら給油する習慣を付けることが肝要です。
- (3) 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えおきください。
- (4) なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4. 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記1.～3.に加え次の携行品を備えて、すぐ持ち出せるようにしてください。

(1) 衣類・着替え

（長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。）

(2) 履き物

(行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)

(3) 洗面用具 (タオル、歯磨きセット、石鹸等)

(4) 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、ミネラルウォーターを入れた水筒 (大型が望ましい) を携行するようにしてください。

(5) 医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏。

(6) ラジオ

NHK海外放送 (ラジオ・ジャパン)、BBC等の短波放送が受信できる電池使用のもの (電池の予備も忘れないようにしてください)。

(7) その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ロウソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾 (応急的に椅子に敷くクッションでも可)。